

令和8年度佐賀県特定保健指導力向上人材育成事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度佐賀県特定保健指導力向上人材育成事業業務委託

2 目的

本県では、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合が 30%を超える高い状況にあり、さらに糖尿病が疑われる HbA1c6.0%以上の者の割合が全国より高い状況が続いている。これらの健康課題を踏まえ、特定保健指導の充実と効果的な実施に向けた取組を進めていく必要がある。

本県の市町国保における特定保健指導は、現場の保健師・管理栄養士等の尽力により、60%を超える高い実施率を維持している。一方で、保健指導の継続が難しい対象者や、繰り返し指導の対象となる者への支援のあり方、また、保健指導経験年数の浅い担当者が医学的基礎知識や検査値の説明等に不安を抱える場面もみられるなど、支援の質向上に向けたニーズが存在している。

このため、本事業では、特定保健指導に従事する初任者を中心に、医学的基礎知識の習得及び実践的な指導スキルの向上を図る研修を実施し、特定保健指導の質の更なる向上と、健康課題に対する住民自身の行動変容の促進を通じて、生活習慣病の重症化予防を一層推進することを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月24日（水曜日）まで

4 業務委託の内容

（1）研修会の企画・実施

特定保健指導に従事する初任者（概ね経験1～5年目）を主な対象に、下記のとおり研修会を企画・実施すること。

ア 開催時期・回数（最大4回）

（i）6月～7月（1～2回）

以下の内容を研修に取り入れる。

- ・医学的基礎知識に関する講義（糖、血圧、脂質代謝の基礎、検査値の読み取り）

初任者（概ね1～5年目）に加え、経験年数5年目以上の者も対象とする。

講義はハイブリッド形式（オンライン＋会場）で実施する。

- ・ロールプレイ等の演習（検査値の説明、資料を使った説明）

初任者（概ね1～5年目）を主な対象とする。

演習は原則現地開催とする。

※医学的基礎知識に関する講義とロールプレイ等の演習をいずれも実施することとし、これらを効果的に一体的に実施できる場合には1回の研修会で実施して差し支えないものとする。また、必要に応じて2回に分けて研修会を実施することも可とする。

【1回で実施する場合の例】

研修時間帯の前半に医学的基礎知識に関する講義、後半にロールプレイ等の演習

【2回で実施する場合の例】

1回目の研修で医学的基礎知識に関する講義、2回目の研修でロールプレイ等の演習

（ii）9月頃（1回）

- ・実践上の課題に対する個別相談支援

・研修会参加者から個人、市町単位での相談を受け付け、事例検討会等を開催し、必要に応じて講師による助言を行う。

・事例検討に当たっては、初任者と職場における指導者がともに参加できる機会を設け、職場に戻った際にも継続して相談しやすい体制づくりにつながるよう配慮する。これにより日常業務の中で自然に実践的な学びが深まるオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）

としての機能を持たせるものとする。

(iii) 12月～1月（1回）

- ・実践の振り返り及び事例共有
- ・対応が難しいケースを扱い、改善策の検討や演習を行う。
- ・取り上げる事例については、過度に困難なものに偏らず、初任者が次の展開を検討しやすく、成功体験につながる事例を対象とし、実践力の段階的な向上を図ることとする。

イ 留意事項

- ・職場内での共有・協働を促し、現場の実践に生かせる内容とすること。
- ・成果につながる指導方法の整理（例：2cm・2kg減の達成に向けた支援）を行うこと。

（2）保健指導教材及び自己学習用動画の作成・提供

初任者が保健指導の場面で活用できる教材及び自己学習用動画を作成し、提供すること。

ア 保健指導の場面で活用できる教材

- ・初任者でも使いやすく、住民への説明にすぐに取り入れができる内容とし、日常の保健指導で活用しやすい実践的なものとする。

イ 自己学習動画

- ・病態に関する知識や検査結果の説明を学ぶことができるものとする。
- ・行動変容につながる保健指導技術について学ぶことができるものとする。

（3）定期打合せ

- ・事業実施に当たり、県と受託者が定期的に打合せを行うこと。
- ・打合せ資料を事前に共有する等、受託者で可能な限り内容を明確にするとともに、打合せ後は議事録を作成し、県に提出すること。

（4）研修参加者の効果測定

参加者が自身の保健指導における課題を整理し、研修後の到達目標を設定できるよう支援するとともに、設定した目標の達成状況を把握すること。

（5）事業の成果・課題の整理及び次年度事業への助言

本事業において得られた成果や課題を整理するとともに、次年度以降の事業に活かすための助言を行うこと。また、受講者の習熟状況や市町の取組体制に応じて段階的にステップアップできる仕組みとなるよう、継続的な育成・支援に向けた改善点や発展可能性を整理し、次年度以降の研修内容や支援方法の検討に資する助言を行うこと。

5 成果物の提出

受託者は、受託業務完了後直ちに事業完了報告書（以下「報告書」という。）を提出すること。なお、報告書提出にあたっては電子媒体及び紙媒体でそれぞれ提出し、電子媒体については、Microsoft社の「Microsoft Office」により編集可能な形式とする。

6 本業務委託の委託上限額

9,616,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 支払い方法

完了払い

8 その他の留意事項

- ・契約時の本仕様書は、佐賀県と最優秀提案者との間で、実施内容の協議を行った上で定めるものとする。
- ・受託者は他の都道府県の類似した業務を受託し、実績を有するものとする。

- ・契約締結後は速やかに、詳細な事業スケジュールや研修方法等について県及び受託者で打合せを実施し、決定する。
- ・本業務の遂行に際しては、受託業務の責任者を専任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに事業の進捗を管理し、取組状況等、県の求めに応じて報告、協議の上、実施するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、双方協議し定めることとする。
- ・本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。但し、あらかじめ佐賀県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・この契約にあたり個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。